

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を支援しています！

令和6年9月現在

和歌山県では、災害発生時における広域的な緊急車両の通行を確保するため、優先して沿道建築物の耐震化に取り組む道路として、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務化する道路を指定しています。

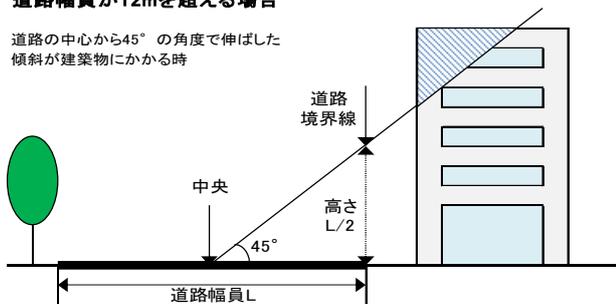
耐震診断を義務化する道路の沿道建築物の耐震化を促進するために、補助制度を設け支援しています。

●補助対象となる建築物

沿道建築物の耐震化に取り組む道路(※)の沿道建築物のうち、昭和56年5月31日以前に新築工事に着手した建築物で、下図に該当するもの。

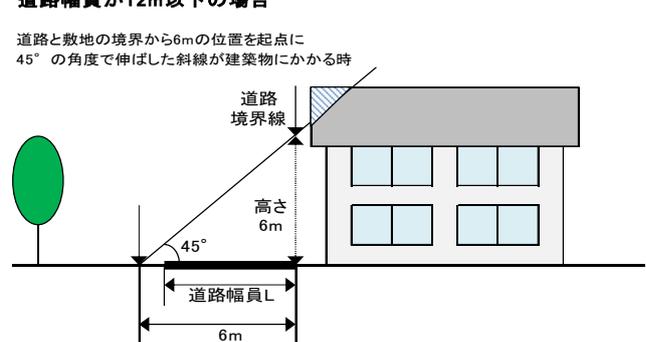
道路幅員が12mを超える場合

道路の中心から45°の角度で伸ばした傾斜が建築物にかかる時



道路幅員が12m以下の場合

道路と敷地の境界から6mの位置を起点に45°の角度で伸ばした斜線が建築物にかかる時



(※) 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路については、下記県ホームページからご覧ください。

■耐震診断等の事前相談

一般財団法人 和歌山県建築士事務所協会
お問い合わせ：073-432-6539
ホームページ：<https://www.w-aaf.or.jp/contact>

■補助制度等に関すること

和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課
お問い合わせ：073-441-3185
ホームページ：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/index.html>



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

■必要書類の提出先

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課
那賀振興局建設部総務調整課建築グループ
有田振興局建設部総務調整課建築グループ
西牟婁振興局建設部建築課

伊都振興局建設部総務調整課建築グループ
日高振興局建設部総務調整課建築グループ
東牟婁振興局新宮建設部総務調整課建築グループ

補助の割合について

耐震診断

原則全額補助

補強設計

補助 (5 / 12)

自己負担 (7 / 12)

耐震改修

補助 (11 / 30)

自己負担 (19 / 30)



和歌山県PRキャラクター
「きいちゃん」

！注意！

- ・補助限度額を超える部分は自己負担となります。
- ・補強設計、耐震改修については、耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判断されたものに限りません。
- ・代理受領の手続きをすることで、補助金を診断業者等へ直接お支払することも可能です。

補助限度額について

●耐震診断

延べ面積	1,000㎡以内の部分	: 3,670円/㎡以内
	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	: 1,570円/㎡以内
	2,000㎡を超える部分	: 1,050円/㎡以内

※ただし、図面の復元を要する場合や耐震判定委員会による耐震診断の判定・
評定の取得に対して、157万円を限度として加算することができます。

●補強設計

延べ面積	1,000㎡以内の部分	: 3,670円/㎡以内
	1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分	: 1,570円/㎡以内
	2,000㎡を超える部分	: 1,050円/㎡以内

●耐震改修

51,200円/㎡以内

- ・耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が0.3未満相当である場合は56,300円/㎡
- ・免震工法等を含む特殊な工法の場合は、83,800円/㎡

※ただし、5,500万円を超える場合は、5,500万円とします。